

合併処理浄化槽へ設置替えましょう!!

《補助制度について》

1. 汚水処理施設の普及拡大

- 湖沼や河川をはじめとする水環境を保全し、衛生的で快適な暮らしを実現するためには、家庭からの排水（生活排水）を浄化できる下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設の普及拡大が必要となっています。

2. 汚水処理設備の早期の普及と持続可能な汚水処理対策

- 急速に進む人口減少や下水道施設の老朽化対策費用の増大など、下水道整備に関する社会経済環境の変化を受け、市では従来の下水道を中心とする汚水処理方針の見直しを行いました。
- 今後は汚水処理設備の早期の普及と持続可能な汚水処理を推進するため、地域の状況に合わせて汚水処理を下水道で進める地域（主に市街化区域）と合併処理浄化槽で進める地域（主に市街化調整区域）に区分し、それぞれの役割分担に基づき普及対策を進めていきます。

3. 合併処理浄化槽設置補助制度

- 汚水処理を合併処理浄化槽で進める地域では、浄化槽の転換(設置替え)工事費※負担が下水道接続と同水準となるよう補助制度に改め、より利用しやすい補助制度を整備しました。
- 現在単独処理浄化槽やくみ取便槽を使いの皆様におかれましては、合併処理浄化槽への転換を是非ご検討ください。

※ 単独処理浄化槽やくみ取便槽から合併処理浄化槽への転換(設置替え)工事

【参考】生活排水対策と合併処理浄化槽

①川や海を汚す原因は未処理の生活排水

- 川や海を汚す主な原因の一つが台所や洗濯、風呂、トイレから排出される未処理の生活排水です。
- 古いタイプの浄化槽である単独処理浄化槽（トイレ排水のみを処理する浄化槽）やくみ取便槽では、台所やお風呂などの生活排水が処理されないため、汚れの大部分（7割以上）が未処理のまま河川等に排出されています。

②合併処理浄化槽の特徴

- 合併処理浄化槽はトイレだけでなく台所や洗濯、風呂も含めた全ての生活排水を処理することができ、環境へ排出される汚濁物質の量を単独処理浄化槽と比べて1/8まで減らせます。
- 下水処理場と同レベルの処理能力があることから二下水道と言われています。
- 住宅ごとに設置する分散型の汚水処理設備であるため、下水道に比べて災害に強い設備です。
- 短い工期で設置可能です。（1～2週間程度）



1 補助制度の概要

(1) 補助対象区域

- 下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域および公設浄化槽を除いた合併処理浄化槽整備区域^{※1}
- 下水道事業計画区域を改め、合併処理浄化槽移行区域^{※2}に指定された区域

※1,2 詳しくは4頁の問い合わせ先に記載のお住まいの区の担当課へご確認ください

(2) 補助対象者

- 主に住宅^{※3}として利用する建物に「補助対象工事①～③（下表参照）」を行う方
- ※3 店舗併用住宅なども対象とするが補助対象は住宅に係る部分のみ（延べ床面積で按分）

(3) 補助対象工事

- ①既存住宅における合併処理浄化槽への転換(設置替え)工事（単独処理浄化槽又はくみ取便槽からの設置替え）
- ②既存住宅の建替えに伴う合併処理浄化槽の設置工事（同一敷地内に限る）
- ③住宅新築に伴う合併処理浄化槽の設置工事（合併処理浄化槽移行区域に限る）

(4) 補助対象工事の種類

工事区分	本体設置工事	宅内配管工事	撤去工事 ^{※4}
①転換(設置替え)工事	○	○ ^{※5}	○
②建替えに伴う設置工事	○	○ ^{※5}	○
③新築に伴う設置工事	○	×	×

※4 既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去する工事

※5 宅内配管工事の補助を受ける場合は、単独浄化槽又はくみ取便槽を撤去する必要があります。

(5) 補助限度額

対象区分	浄化槽の大きさ ^{※5}	総補助限度額 ^{※6}
既存住宅における転換(設置替え)工事	5人槽	82万5千円
	7人槽	99万円
	10人槽	141万円
住宅建替えにおける設置工事	5人槽	82万5千円
	7人槽	99万円
	10人槽	141万円
新築住宅における設置工事 (合併処理浄化槽移行区域に限る)	5人槽	40万5千円
	7人槽	57万円
	10人槽	99万円

※5 浄化槽の大きさは住宅の延べ床面積により異なります。5人槽($\leq 130m^2$)、7人槽($> 130m^2$)、10人槽(2世帯住宅)

※6 本体設置工事補助限度額 + 宅内配管工事補助限度額 + 単独浄化槽等撤去工事補助限度額の総額

【参考】合併処理浄化槽の平均的な設置費用は5・7人槽で 100～150 万円 程度です。（本市工事実績より）

【ご注意】

- ☆ 既存住宅における転換(設置替え)工事 又は 住宅建替えにおける設置工事で、宅内配管及び撤去分の工事が不要の場合は、それぞれの金額を減じた額が「補助金申請額」となります。
- ☆ 既に着工済みの場合は補助対象となりません。
- ☆ 市税の滞納や浄化槽法を遵守していない場合（法定検査未受検等）は補助対象となりません。
- ☆ 補助金は受付順に交付決定し、予算額に達した時点で締め切らせていただきます。

2 補助手続きの流れ

①設置工事業者の選定 (申請者)

- ・設置工事業者は新潟県に登録または届出済みの業者を選定し、工事計画等を打ち合わせてください。

②浄化槽設置届出書の提出 (申請者→市)

- ・工事着手前に届け出を提出してください。
- ・審査期間がありますのでご注意ください。

③交付申請書の提出 (申請者→市)

- ・設置場所の各区役所「区民生活課生活環境係」(中央区は「窓口サービス課同様」、南区は「同課生活環境担当」)に提出してください。
- ・申請書は各区役所担当課 または 本庁舎「環境対策課」にあります。なお、申請書の添付書類は裏面のとおりです。
- ・受付期間は、1月末までです。

④補助金交付決定通知 (市→申請者)

- ・市から申請者へ補助金の交付決定を通知します。

工事着手

- ・交付決定後に着手してください。
- ・施工方法は法 および 補助金交付事務処理要領を遵守してください。

【ご注意】

- ・「補助金交付決定通知書」に記載の期日までに、工事を完了できない場合は、速やかに工事完了日の変更手続きを行ってください。

⑤実績報告書の提出 (申請者→市)

- ・工事完了後、1か月以内に提出してください。提出先は交付申請書と同じです。
- ・報告書は各区役所担当課 または 本庁舎「環境対策課」にあります。なお、報告書の添付書類は裏面のとおりです。

【ご注意】

- ・単年度事業のため「実績報告書」は 工事完了後1か月以内 または 3月15日まで のいずれか早い日までにご提出ください。

⑥補助金交付確定通知 (市→申請者)

- ・施工状況が適正と確認できた後、市から報告者に交付確定を通知します。

【ご注意】

- ・施工状況が適切でないと補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- ・また、使用開始後、浄化槽法を遵守していないと認められた場合、補助金の返還を求めることがあります。

⑦補助金の振り込み (市→申請者)

- ・交付確定を通知した後、指定された口座に補助金を振り込みます。
- ・振込期日は交付確定通知後の概ね一か月以内です。

3 補助手続きにおける提出書類

○ 交付申請書の添付書類等

- ・確認書兼同意書
- ・申請場所を示す詳細図（住宅明細図の写し等）
- ・合併処理浄化槽の設置位置、配管系統を示した平面図
- ・単独処理浄化槽 又はくみ取便槽の設置位置・状況を示した平面図 および 現況写真（転換・建替えの場合）
- ・単独処理浄化槽 又はくみ取便槽が接続されている住宅等の全景写真（転換・建替えの場合）
- ・全国浄化槽推進市町村協議会の登録浄化槽管理票（C票） および 登録証
- ・浄化槽設置(変更)届出書(写)、又は 確認済証(写)
- ・工事請負契約書の写し
- ・浄化槽設置工事の見積書の写し
- ・宅内配管工事の見積書の写し（当該工事の補助金申請がある場合）
- ・単独処理浄化槽 又はくみ取り便槽撤去工事の見積書の写し（当該工事の補助金申請がある場合）
- ・浄化槽設備士の資格を証明する書類（浄化槽設備士免状の写し）
※ 工事施工・監督する者の資格とは、昭和63年度以降に浄化槽設備士になったことまたは小規模合併処理
浄化槽施工技術特別講習会を修了したこと。
- ・機能保証制度に基づいて保証登録を受けた保証登録証の「市町村用」
- ・新潟市制度用納税証明書（※ 補助金交付申請日二週間以内のもの）

○ 実績報告書の添付書類等

- ・保守点検委託契約書の写し
- ・法定検査（浄化槽法第7条検査 および 第11条検査）受検依頼書の写し
※ 新潟県知事指定の検査機関に依頼し、検査機関が受理したことを証明できるものとする。
- ・浄化槽設置工事の領収証の写し
- ・宅内配管工事の領収証の写し（当該工事の補助金申請がある場合）
- ・単独処理浄化槽 又はくみ取便槽撤去工事の領収証の写し（当該工事の補助金申請がある場合）
- ・工事のチェックリスト
- ・本体設置工事写真一式
- ・宅内配管工事写真一式（当該工事の補助金申請がある場合）
- ・単独処理浄化槽 又はくみ取便槽撤去工事写真一式 及び マニフェスト管理 E 票
(当該工事 又は 宅内配管工事の補助金申請がある場合)
- ・浄化槽の維持管理等に関する誓約書
- ・浄化槽使用廃止届出書の写し（単独処理浄化槽からの転換、建替えの場合）
- ・住所変更届出書（新築住宅における設置工事のみ）
- ・口座振込申込書及び口座を証明する書類※ ※ 預・貯金通帳の写し等

写真の撮り忘れに
ご注意ください。

4 問い合わせ先

所 属 名	所 在 地	電 話 番 号
環境部環境対策課水環境グループ	中央区学校町通1-602-1	☎ 025-226-1371
北区役所区民生活課生活環境係	北区東栄町1-1-14	☎ 025-387-1295
東区役所区民生活課生活環境係	東区下木戸1-4-1	☎ 025-250-2285
中央区役所窓口サービス課生活環境係	中央区西堀通6-866	☎ 025-223-7168
江南区役所区民生活課生活環境係	江南区泉町3-4-5	☎ 025-382-4254
秋葉区役所区民生活課生活環境係	秋葉区程島2009	☎ 0250-25-5678
南区役所区民生活課生活環境担当	南区白根1235	☎ 025-372-6145
西区役所区民生活課生活環境係	西区寺尾東3-14-41	☎ 025-264-7261
西蒲区役所区民生活課生活環境係	西蒲区巻甲2690-1	☎ 0256-72-8312